○農林水産省告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字平等寺一七五三の二一、一七五三の二三、一七五三の四八、大字山口二三七九の一一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　保安林の所在場所　富山県氷見市久目字山端一四二一、一四二二、白川字大平四三八の一、字上口三三九七から三三九九まで、三四三一、四一六〇から四一六二まで、四一六五から四一六七まで、四一七一の二、四一七四、四一七五、字池谷内二二八の一、高岡市伏木国分字中ケ谷内七から一〇まで、一二

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　㈠　保安林の所在場所　富山県氷見市戸津宮字大石四四五から四四八まで、四五一、四五一の二、四五二の一、四五四の一、字垣内六九、六九の二

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町大山田上郷字熊ノ草二一七二、二一七四、三三〇八、三三〇九、三三一一の一、三三一一の二、三三一二の一、三三二二の二、三三二三、三三一四、字工沢二一七八の四、三三三四九、三三三五〇、三三三五四、三三三六〇の一、三三三六〇の五、三三三六一の一、三三三六一の三、三三三六二の一、三三三六三の一、三三三六三の三、三三三六四の一、三三三六四の二、三三三六五の二、三三三六五の三、三三三六六の一から三三三六六の三まで、三三三六六の五、三四九二、字芳ケ沢二三七三の二、二三七三の四、三三二七の一、三三二七の二、三三三二九の一、三三三〇の一から三三三〇の三まで、三三三三〇の五、三三三三〇の七、三三三一の一、三三三三一の三、字寄居二四二一、字和台三三一五、三三一六、三三一九から三三二二まで、三三二三の一、三三二四、三三二五、三三二六の一、三三二七の二、三三二七の三、三三二八の一、字根本上三三三六、三三三七の七、三三三八、三三三九の一から三三三九の五まで、三三四〇、三三四一、三三四二の二、三三四四の一、三三四五の一、三三四五の三、三三四六の一、三三四六の二、三三四七の一、三三四七の五、字仲沢三一八五の四、字小栗生三〇二〇の四、三〇三三の二、字大栗生三〇四四の一、字舟木沢三二一九、字ビロウ三二二四の一、字花崎一一六七の一、三〇六六、三二二三、字花崎入一三四二、一三六三、三一三五、三一四四、三一四八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字小貫字北ノ入二九六八、二九六九の一、二九七〇の一、二九七三の一、三六七八の一、三六七八の二、字大木田三六四三、字立山入三六四四の一から三六四四の五まで、三六四四の八から三六四四の一三まで、三六八〇の一、三六八〇の三から三六八〇の六まで、三六八〇の八から三六八〇の一一まで、三六八〇の一三、三六八〇の一四、三六八〇の一八、三六八〇の二七から三六八〇の三〇まで、三六八〇の三二、三六八〇の三五、三六八〇の四二、字越ケ入三六四七の一、字高日陰三六五二、三六五六の一、三六五七の一、字土山三六六八、字横手入三六六七の二、三六七〇の一から三六七〇の八まで、字横手三六七一、字前山三六七二の一から三六七二の三まで、字裏山三六七三の一、三六七三の二、三六七四、三六七五の三、字滝ノ沢三六七六の一、三六七七の一から三六七七の一〇まで、字焼森三六八一の一、三六八一の一六、三六八一の二〇、三六八一の二一、三六八一の二三、三六八一の二九、三六八一の三一、三六八一の三二、三六八一の四二、三六八一の四五から三六八一の五六まで、三六八一の六七、三六八一の七一、大字飯字辰沢二一七、二一八の三から二一八の五まで、字カナ畑二二〇、二二一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字小貫二〇一四、字京仏入二〇〇二、字遠物場二〇〇四、二〇二二、字嵯峨草二〇三一、字柏崎入三五四三、字石倉三五四六の二、字萩ノ草三五六九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）